



四師会による災害時の医療救護活動に関する協定書



令和元年5月

- 公益社団法人愛知県医師会
- 一般社団法人愛知県歯科医師会
- 一般社団法人愛知県薬剤師会
- 公益社団法人愛知県看護協会



## 四師会による災害時の医療救護活動に関する協定書

公益社団法人愛知県医師会（以下「医師会」という。）、一般社団法人愛知県歯科医師会（以下「歯科医師会」という。）、一般社団法人愛知県薬剤師会（以下「薬剤師会」という。）及び公益社団法人愛知県看護協会（以下「看護協会」という。）の4団体（以下「四師会」という。）は、災害時の医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法及び愛知県地域防災計画に基づくほか、四師会が行う災害時の医療救護活動の連携協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### （医療救護班の編成及び派遣）

第2条 医師会は、大地震や風水害等の災害が発生し、愛知県又は日本医師会等の関係機関（以下「愛知県等」）から JMAT 愛知等の医療救護班（以下「JMAT 愛知等」という。）の派遣要請があり、医師会のみで編成できない場合は、歯科医師会、薬剤師会及び看護協会に対し、JMAT 愛知等の要員の派遣を要請するものとする。

2 前項の規定に基づき派遣する医療救護班は、医師、歯科医師、薬剤師、看護師及び事務職員その他必要な人材で編成するものとする。

### （医療救護活動）

第3条 医師会が派遣する JMAT 愛知等は、救護所等において、医療救護活動を行うことを原則とする。ただし、他都道府県で発生した災害時において、愛知県等から JMAT 愛知等の派遣要請があった場合等には出来る限りこれに協力するものとする。

2 愛知県からの要請により、医師会が派遣した JMAT 愛知等については、愛知県と医師会が平成16年11月1日付で締結した「災害時の医療救護に関する協定書」（以下「県協定」という。）第2条の規定に基づき派遣したものとする。なお、緊急やむを得ない事情により、愛知県からの要請によらず JMAT 愛知等を派遣し、事後に愛知県の承認を得た場合も同様とする。

### （医療救護班に対する指揮等）

第4条 医師会が派遣する JMAT 愛知等における医療救護活動に関する指揮及び連絡調整は、医師会が指定する者が行うものとする。

### （自己完結型による派遣）

第5条 食糧・装備等の携行品、交通手段、宿泊手段その他は、医師会が準備するものとする。

医師会は、JMAT 愛知等の輸送について、必要に応じて愛知県等と連携して必要な措置をとるものとする。

(医薬品等の供給)

第6条 医師会が派遣する JMAT 愛知等が使用する医薬品等については、JMAT 愛知等の要員として派遣された者が携行する場合のほか、医師会が供給について必要な措置をとるものとする。

(費用弁償等)

第7条 医師会が派遣した JMAT 愛知等が医療救護活動に従事した場合において必要な次の費用は、医師会が負担するものとする。

(1) 編成及び派遣に必要な費用

(2) 携行した医薬品等を使用した場合の経費

(3) 参加者が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の扶助金

2 愛知県の要請による医療救護活動に係る前項の費用は、県協定第10条、第11条に基づき愛知県へ求償する。なお、緊急やむを得ない事情により、愛知県からの要請によらず JMAT 愛知等を派遣し、事後に愛知県の承認を得た場合も同様とする。

(個別協定の運用)

第8条 四師会がそれぞれ別に愛知県との間で締結した協定に基づき、災害時に派遣を求められた場合の対応については、当該協定の定めるところによる。

(四師会の相互支援)

第9条 歯科医師会、薬剤師会、看護協会において第8条に定める個別協定に基づき災害時に派遣を求められ必要と認められる場合には、医師会に対して支援を求めることができる。

(訓練)

第10条 四師会は、災害に備えて合同訓練を行うものとする。

(細則)

第11条 この協定を実施するために必要な事項については、四師会で別に協議して定めるものとする。

(疑義の解決)

第12条 この協定に定めのない事項、又は、この協定に関し疑義が生じた事項については、四師会で協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1ヶ月前までに、医師会、歯科医師会、薬剤師会及び看護協会から何らかの申し出がないときは、有効期間満了の日の翌日からさらに1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、医師会、歯科医師会、薬剤師会及び看護協会がそれぞれ記名押印の上、各1通保有する。

令和元年5月1日

名古屋市中区栄四丁目14番28号  
公益社団法人愛知県医師会

会長 柵木 充



名古屋市中区丸の内三丁目5番18号  
一般社団法人愛知県歯科医師会

会長 内堀 典保



名古屋市中区丸の内三丁目4番2号  
一般社団法人愛知県薬剤師会

会長 岩 月



名古屋市昭和区円上町26番18号  
公益社団法人愛知県看護協会

会長 鈴木 正子

